

Title	国連朝鮮問題の十年
Sub Title	The Korean question : United Nations Deliberstions, 1966-1975
Author	神谷, 不二(Kamiya, Fuji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.5 (1976. 5) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760515-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国連朝鮮問題の十年

神 谷 不 二

一

一九七五年、第三〇国際連合総会における主な議題の一つは、朝鮮問題であった。そこには例年のように韓国支持国と北朝鮮支持国とによる二つの共同決議案が提出され、両者がはげしく競り合ったのち、同年一月一八日総会本会議は二つの決議案とともに採択して朝鮮問題審議の幕を閉じた。賛否の票の内訳は、韓国支持国決議案が賛成五九、反対五一、棄権二九、北朝鮮支持国決議案が賛成五一、反対三八、棄権五〇であった。

韓国側の決議案は最初アメリカ、イギリス、カナダ、日本など六ヶ国の共同決議案として提出されたが、審議の途中でフランスから修正案が出され、表決の段階ではそれを取入れた改訂決議案にまとめられた。その内容は次のとおりである。[↑]

総会は、

一九七四年一月一七日の決議三三三三で総会が表明した希望を念頭におき、朝鮮の平和的統一という目標の達成へ向けて朝鮮民族の自由に表明された意思に基づき、進展がなされることを希求し、一九七二年七月四日ソウルとピョンヤンにおいて共同声明が出されたこと及び南北朝鮮間の対話を継続する旨の両者の意思が言明されたことに対する総会の満足を想起し、

更に一九五三年八月二八日採択された第七総会決議七一により、総会が一九五三年七月二七日の休戦協定を承認しつつこれに注目したこと、且つ一九五四年一月一日の第九総会決議八一において、休戦協定は双方が互に受諾できる修正及び補足によるか又は双方の間の政治的手段による平和的解決のための適当な協定の規定によつて明確に取替えられるまでは、引き続き効力を有するものとする旨規定している休戦協定の条項に注目したことを想起し、

にもかかわらず朝鮮における緊張は完全には除かれていないこと、且つ休戦協定は依然として同地域における平和と安全の維持のためには不可欠であることを認識し、

米政府としては、他方の直接当事国が相互に受諾可能な休戦協定を維持するための代替措置につき同意することを条件として、一九七六年一月一日に国連軍司令部を終結する用意がある旨確認した一九七五年六月二七日付安全保障理事会議長あて米政府書簡に注目し、

韓国としては休戦協定維持のための措置に加わる意思を確認した一九七五年六月二七日付韓国政府声明に注目し、国際連合が、国際の平和と安全の維持に関する国連憲章の目的と原則に従い、朝鮮半島においてこの目標の達成を確保すべき責任を引き続き有することを認識して、

1 一九七三年一月二八日総会により採択されたコンセンサス・ステートメントにおいて表明された加盟国の願望を再確認し、南北両朝鮮に対し、朝鮮の平和的再統一を促進するための対話を継続することを慫慂する。

2 全ての直接関係当事国が、休戦協定に代つて朝鮮半島における緊張を緩和し、永続的平和を確保するための新たな措置につき交渉に入ることを希望する。

3 第一歩として、全ての直接関係当事国が休戦協定を引き続き堅持することの必要性及び同地域における平和と安全を十分に維持することを念頭において、休戦協定を維持するための措置とともに国連軍司令部が解体され得るために可及的速やかに話し合うよう慫慂する。

4 国連軍司令部が一九七六年一月一日に解体され、その結果、同日には、国連旗の下に南朝鮮に駐留する軍隊が一切なくなるよう、上記話し合いが完了し、休戦協定維持のための代替措置がとられるよう更に希望を表明する。

北朝鮮側の決議案はアルジェリア、ソ連など北朝鮮を支持する三五カ国の共同決議案として提出された。その全文は次のとおりである。^(ア)

総会は、

朝鮮が南北に分断されて以来三十年が経ち、朝鮮における休戦成立以来二年が経過しているにも拘わらず朝鮮の再統一が依然として実現されていない事実注目し、

人民の同権及び自決の原則の尊重並びにいずれの国の国内管轄権内にある事項に干渉することを控えるとの憲章に従い各加盟国が負っている義務を想起し、

朝鮮の人民が、独立、平和的再統一、民族的大団結の三原則に基づき、可能な限り早い時期に彼らの国家の自主的、平和的再統一を実現することを全面的に助長し、またそのための好適な条件を醸成することは国連憲章の原則に合致していることを考慮し、

南北両朝鮮が一九七二年七月四日の共同声明の精神と右声明を歓迎した一九七三年一月二十八日第二八総会により採択された決定に従つて、国家の再統一を促進するために対話を進捗させることを希望し、

現在の休戦状態がそのまま維持される限り永続的平和を期待できないことを考慮し、
朝鮮の永続的平和を保障し、自主的、平和的再統一を促進するために朝鮮の国内問題に対する外国の干渉を終了し、同地域における緊張を除去し武力衝突を阻止するための新たな決定的措置がとられることが必要であることを考慮しつつ、

1 「国連軍司令部」を解体し、国連旗の下で南朝鮮に駐留する全ての外国軍隊を撤退させることを考慮する。

2 国連軍司令部の解体と国連旗の下で南朝鮮に駐留する全ての外国軍隊の撤退の枠（コンテクト）の中で、朝鮮における緊張を緩和し、平和を維持し且つ強固にさせるための手段として朝鮮軍事休戦協定を平和協定に代替することを休戦協定の真の当事者に対し要請する。

3 南北朝鮮が南北共同声明の原則を遵守すること、軍備増強を停止し、双方の軍事力を対等の水準にまで大幅に縮小し、武力衝突を防止し、相互の軍事力行使の禁止を保障するための実際的措置をとること、又これにより、朝鮮における軍事的対立を除去し、永続的平和を維持し、国家の自主的、平和的統一を促進することを懲漚する。

一一

韓国側の改訂決議案は次の二点で当初の決議案と異っている。第一に、原決議案は国連における朝鮮問題の責任者は安全保障理事会であるとの建前をはつきりととつていた。たとえば同案第2項（改訂案第3項にあたる）では、「休戦協定を維持するための適当な措置を伴つて国連軍司令部が解体され得るために、可及的速やかに直接関係当事国が話し合うこと」について、総会は「安全保障理事会構成国が」それを「適宜奨励するよう希望を表明する」にとどまつている。これにくらべて改訂決議案は安保理事会を表面に出さず、「全ての直接関係当事国」による話し合いを問題解決への中心に据える表現をとり、右記の部分についても改訂決議案第3項では、安保理事会構成国というクッションを置かず、総会が「全ての直接関係当事国が……可及的速やかに話し合うよう懲漚する」と言つている。

後にも述べるように、現在国連における朝鮮問題審議でいちばんのイシューになつているのは韓国に駐留する国連軍⁽³⁾の存否である。それが設置されたのは朝鮮戦争勃発直後の一九五〇年七月七日の安保理事会決議⁽⁴⁾によつてであつた。したがつて、設置者が安保理事会である以上その解体を決めうるのも安保理事会であるというのが法律論的定説であり、原決議案はこの立場をとつている。しかしながら、私は数年来この理解に疑問を持つていた。というのは、国連はたしかに国連憲章に則る一つの法的組織体であり、緻密、ときには煩瑣な法律的運営が行われざるをえないが、反面、良かれ悪しかれ政治的処理が混入しうる柔軟性を持つた組織体である。たとえば、朝鮮戦争の場合をはじめ現実のいわゆる「国連軍」が国連憲章の規定

する国連軍でないことは、周知の通りである。また、北京政府は一九五一年二月一日国連総会決議によつて「侵略者」と断定された。国連憲章の精神および諸条項に照していえば、侵略者と認定された国にその解除がないまま国連代表権を取得させることは、法的にはきわめて疑問な行為であろう。しかし実際には、そういう経過で一九七一年九月北京政府は中国の代表権を獲得した。これら諸例の延長線上で考えれば、在韩国連軍司令部が安保理事会で設置されたからといつて、安保理事会の決議を経ないでは解体できないときめてかかる必要はなからう。もちろんこの種の政治的措置のためにはそれなりの根まわしを必要とするわけであるが、逆にいえば、ある種のお膳立てがあれば安保理事会を形式上バイパスした国連軍司令部の解体も可能である。(5) フランスの修正案はこのような含意をもちつつ、「すべての直接関係当事者」を決議案の正面に据えるものであつた。(6)

第二に、韓国側の改訂決議案は北朝鮮側の決議案から重要なフレイズオロジ⁽⁷⁾を採用した。第4項の「国連旗の下に南朝鮮に駐留する軍隊が一切なくなるよう」という部分がそれであつて、この表現は、北朝鮮自身の主張および国連総会における北朝鮮側の決議案が長年用いてきたものである。たとえば、一九六〇年代後半以降、過去十年間の国連総会においても、北朝鮮側の決議案は一貫して「国連旗の下で南朝鮮を占領(または、に駐留)している米国その他(または、すべて)の外国軍隊の撤退」を謳つてきている。韓国側の決議案が今次第三〇総会の改訂案でこの表現を借りたこと自体、フレイズオロジの問題としては画期的であるというべきであらう。

以上二点に集約される韓国側決議案の改訂は、北朝鮮側決議案と対決する形の原決議案が形勢不利⁽⁸⁾なにかんがみ、対決よりも同調のスタイルをとることによつて賛成票の増加と反対票の減少とを計ろうとする努力であつた。すでに述べたように、今次総会では韓国側、北朝鮮側の双方の決議案が可決され、いわば相討ちの結果に終つたのであるが、わが国当時の国連首席大使齊藤鎮男氏は、フランス修正案が出なかつたら韓国側は敗けたのではないかとこの改訂を高く評価している。(9)

では、国連における朝鮮問題審議の焦点はどこにあり、韓国側はどういう経過をたどつてそこまで追込まれてきたのか。それを過去十年間の国連総会の実績を通観することによつて見てみたい。なおそれに先立つて、韓国承認国および北朝鮮承認国の数を左に掲げておこう。承認国の数の推移は総会審議の結果と密接に関係しているからである。

韓国承認国の数がこの十年間漸増しているのくらべて、北朝鮮承認国の数は一九七〇年代に入つてから急激に増えているのが特徴的である。(上の表参照)

さらに、国連総会における各グループ別に韓国承認国数と北朝鮮承認国数とをかぞえれば、次のような分布がみられる。(左の表参照)

	韓国承認国	北朝鮮承認国	双方承認国
一九六六	七五	二二	一
一九六七	七六	二四	一
一九六八	七九	二六	一
一九六九	八〇	三一	二
一九七〇	八二	三三	二
一九七一	八四	三六	四
一九七二	八五	四四	一
一九七三	九一	六〇	二七
一九七四	九四	七五	四〇
一九七五	九三	八五	四六

	韓国承認国	北朝鮮承認国	双方承認国
ラテン・アメリカ およびカリビアン アフリカ	二二 二三	六 三二	五 一八
東ヨーロッパ	〇	九	〇
アラブ	六	一〇	二
西ヨーロッパ	二三	九	九
その他	一四	一六	一一
アジア	八八 (11)	八二 (12)	四五 (13)
計			

一九六六年第二一総会における朝鮮問題は最初二つの議題、すなわち、

(a) 国連朝鮮統一復興委員会 (UNCURK) 報告 (議題31)

(b) 国連旗の下で南朝鮮を占領している米国その他の外国軍隊の撤退およびUNCURKの解体(議題93)の二議題で争われたが、総会も終盤を迎えてから南北朝鮮の招請問題がそれに加わつた。当時韓国はすでに国連常駐オブザーヴァーの地位を得ていたため、北朝鮮支持国側は北朝鮮にも同等の地位を認めさせるべく、随時、ときにはゲリラ的の種の動議を提出する傾きがあつたが、これもその一例である。

招請問題に関する北朝鮮支持国側の共同決議案は、「朝鮮問題討議に、直接関係者たる朝鮮人民主義共和国と大韓民国との代表を無条件かつ同時に招請する」趣旨のものであり、これに対して韓国支持国側は(i)韓国代表の投票権なき討議参加を招請する、(ii)朝鮮問題に関する国連の権限と権威とを北朝鮮が無条件に受入れるならばその代表を韓国と同様に招請する、という趣旨の共同決議案⁽¹⁵⁾を提出した。結果は、第一委員会において北朝鮮側決議案は賛成三四、反対五三、棄権二〇で否決され、韓国側決議案は賛成六三、反対二四、棄権二一で採択された。

実質問題、すなわち右記(a)(b)の二議題については、北朝鮮支持諸国は(i)「国連軍」の名の下に、または他のいかなる形においてであれ南朝鮮に展開されている米国その他すべての軍事要員の完全撤退、(ii)UNCURKの即時解体、(iii)「朝鮮問題」は今後国連で審議しないこと、を決定すべしとする決議案⁽¹⁶⁾を提出し、これに対して韓国支持諸国は主文要旨次のごとき決議案をもつて応じた。

- (i) 朝鮮における国連の目的が、平和的手段により統一された独立かつ民主的な朝鮮を代議的政治形態の下に樹立すること、および同地域における国際の平和と安全を完全に回復することにあることを再確認し、
- (ii) 関係総会決議に従つて実施される真の自由選挙を通じてこれらの目的を達成するための準備が行われるべきであるとの信念を表明し、

(iii) UNCURKに対し、これらの目的を達成するための努力を強化するよう、また総会が前に与えた任務の実施を継続するよう要

請し、

(iv) 国連決議にもとづいて朝鮮に派遣された国連軍の大部分はすでに撤退していること、現在朝鮮に駐留する国連軍の唯一の目的は当該地域の平和と安全の保持にあること、および関係国政府は韓国政府の要求があり次第、または総会が決めた恒久的解決のための条件が充され次第その残存兵力を朝鮮から撤退する用意のあること、を了知する⁽¹⁸⁾。

当時の国連加盟国構成はまだ韓国支持国側が圧倒的に優勢であつたため、この決議案は国連の朝鮮問題に対する伝統的な建前をそのまま掲げている。だが、半島の実情は、とうに国連の「目的」やUNCURKの「任務」などを通り越していた。前年一九六五年六月日韓両国間には長年懸案の国交正常化が実現し、韓国はその後に迎える経済高度成長期への態勢をととのえた。同じ年、ヴェトナム戦争は合衆国の北爆開始と地上軍大量派遣によつて本格化を決定づけられた。他方一九六〇年代なかばの共産陣営では、中ソ対立の激化に加えて、一九六六年からは中国に文化大革命の嵐が吹く。これらのさびしい状況に当面して、北朝鮮はこのころを境にして、六〇年代前半にみられた比較的穩健な対外、対南路線から強硬な路線へと転じてゆく⁽¹⁹⁾。

国連第二一総会が進行中の一九六六年一〇月、朝鮮労働党代表者会議で金日成委員長は「現情勢とわが党の任務」と題する報告⁽²⁰⁾を行つたが、この報告は北朝鮮のそのような路線転換を示すものであつた。この代表者会議は一九六一年以来遂行中の経済七カ年計画の三カ年延期を党大会に代つて決定した会議であり、金日成報告はその理由として、緊迫したアジア国際環境のため北朝鮮が「経済建設と国防建設の並行」を必要とするにいたつたことを挙げつつ、「軍の幹部化、軍の現代化、全人民の武装化、全国の要塞化」というミリタントな政策目標を打出した。この戦闘的姿勢は当然対南政策にも反映する。六〇年代前半には半島の「統一」を主張するさやかならず「平和的」という形容詞をつけていた北朝鮮が、この後数年間しばしばこの形容詞をつけないようになったのも、単なる偶然とは思えない。金日成報告には、「今日の情勢は南朝鮮の革命勢

力を急速に発展させ、民族解放民主主義革命を強力におし進めることを要求している」、「南北朝鮮でくりひろげられている朝鮮人民の壮大な闘争によつて……わが祖国統一の日はいよいよ近づいている」などの急進的言辭が躍つていた。

半島の情勢は、こうして、在韓国連軍の駐留をいつそう必要とさせるものではあつたけれども、UNCURKの存在理由が良かれ悪しかれ、もうなくなつてゐることをも示していた。半島の平和、統一、独立、民主を謳う国連の目的なるものも、国連に関するかぎりはすでに虚構化してゐた。しかし、ともあれそれらを掲げた韓国側決議案は、第一委員会（賛成六六、反対一九、棄権二四）および総会本会議（最後の一括投票で賛成六七、反対一九、棄権三二）で採択された。他方北朝鮮側の決議案は、UNCURKの解体はともかく、国連軍の撤退や国連朝鮮問題審議の打切りなど半島の緊張した雰囲気からはとても多数国の支持を得られそうにないものを正面に出しており、ある意味で韓国側決議案以上に現実を離れた、対決のための対決を意図したものであつた。それは第一委員会段階で賛成二一、反対六一、棄権二五で否決された。

四

第二総会から第二四総会までの朝鮮問題審議およびその結果は、第二一総会とくらべて、北朝鮮側の決議案が三分化されただけで実質はまったく同様である。毎年判でついたように

(1) 招請問題が北朝鮮支持諸国から出され、北朝鮮および韓国代表の同時かつ無条件の審議参加（投票権のない参加）が主張されるのに対し、韓国支持諸国は韓国の参加と、北朝鮮については国連の権威と権限を認めることを条件とした参加（いずれも同前）を主張する。

(2) 実質問題としては、北朝鮮支持国側から

(i) 国連旗の下に南朝鮮を占領している米軍およびその他の外国軍隊の六カ月以内の撤退

- (.ii) UNCURKの二カ月以内の解体
- (.iii) 国連における朝鮮問題の審議停止

の決議案が出され、他方国連事務総長からUNCURKの年次報告が議題として、そして韓国支持国側からは北朝鮮側に對抗して、UNCURKの活動継続と在韓国連軍の駐留継続支持の決議案が出される。結果は、招請問題、実質問題ともに圧倒的な票差で北朝鮮側の案が否決され、韓国側の案が採択される。ただその繰返しであった。第二五総会も朝鮮問題の審議停止案が出されなかっただけで、他はすべて同様であった。

ちなみに、一九六九年第二四総会での表決の内訳を、煩をいとわず列記しておく。(上の表参照)

実 質 問 題	招 請 問 題				賛 成	反 対	棄 権	欠 席
	第一委員会							
	UNCURK 活動、在韓国連軍 駐留継続案(20)	朝鮮問題審議 停止案(25)	UNCURK 解体案(24)	在朝国連軍撤 退案(23)				
				韓 国 側 案(22)	北 朝 鮮 側 案(21)			
	七〇	二九	三〇	二九	六五	四〇	三五	二七
	二六	六五	六五	六一	三一	五五	二六	二七
	二一	二八	二七	三二	二六	二七	二六	二七
	九	四	四	四	四	四	四	四

こうした反覆の周辺について少し論じてみよう。この当時、というより一九四七年の国連第二総会以来一貫して、朝鮮問題はソ連アイテムであった。そしてその主なねらいは、否決されるのが決定的な実質問題よりもむしろ手続事項である招請問題におかれていた。一般に国連総会における朝鮮問題の特徴の一つは、それに切実な利害と関心とを実は持つていない国や、ときには半島における南北対立の経緯や現状に暗い国さえ多く、したがって浮動票や無責任な票が少くないことであろう。ソ連はそれに乗じて、しばしば抜打的に南北両朝鮮招請決議案の提出をこころみてきたのである。

さきに触れたように、一九六〇年代後半の中国は文化大革命の渦中にあり、それは中朝関係の悪化をもたらした。ソ連か

らすればそれはソ朝接近の好機であり、現に一時は名指しでソ連の「現代修正主義」や「大國主義」を非難した北朝鮮の指導者や党機関紙も、一九六五年二月のコスイギン・ソ連首相のピョニャン訪問あたりを転機にして再びその対ソ姿勢をやわらげ、「修正主義」とともに「教条主義」を、「右翼的偏向」とともに「極左的偏向」を批判するようになった。⁽²⁸⁾ 文革下の中国はアメリカに代つてソ連を公敵ナンバー・ワンとするようになり、ついには一九六九年の中ソ国境武力衝突事件さえ起るのであるが、この形勢は当然国連における中国代表権問題に影響し、六〇年代後半の総会でソ連はこの問題にきわめて冷淡な態度を示した。しかしその反面、ソ連は北朝鮮に対してはきわめて積極的な支持の態度をとり、ときにはゲリラ的な動議によつて韓国支持側を悩ませることもあつたのである。⁽²⁹⁾

この間、北朝鮮の対南政策は前章末に述べた強硬路線がいつそうつのつていた。(注28) にあげた建国二〇周年記念大会での金日成報告や同年(一九六八年)一〇月三一日および十一月一日の『労働新聞』論説「祖国統一と南朝鮮革命に関するわが党の路線と方針」⁽³⁰⁾その他にみられる「アメリカ帝國主義者をわが国土から追い出し、南朝鮮を解放し、祖国を統一することは、われわれの崇高な民族的義務であり、民族至上の課題である」との主張はオクターヴも高く、六七年一二月最高人民會議第四期第一回會議で金日成首相が発表した政綱の中の「われわれは必ず、われわれの世代に南朝鮮革命をやりとげて祖国を統一しなければならぬ」という一行は、韓国のひとびとを緊張させるに十分であつた。以上の諸発言と交錯しながら、このころのピョニャンが、六八年一月の北朝鮮ゲリラ隊による青瓦台襲撃および米艦ブエプロ拿捕、同年一〇月の蔚珍、三陟ゲリラ隊上陸、六九年四月の米機E-C-121撃墜など一連の強硬手段を実際にとつたことは、記憶に新しい。六八、六九年には南北軍事境界線の侵犯事件もその前後にくらべて激増したことを、UNCURKや国連軍司令官は報告している。

北朝鮮のこういつた言動は、しかしながら、国連朝鮮問題における彼らの立場にプラスに作用しはしなかつた。それはとりわけ招請問題に明らかである。自由陣営諸国の条件つき北朝鮮招請案は表面的にみれば「普遍主義」の大義名分にそむい

わゆるニクソン・ショック)を経て、七二年二月の上海コミュニケにいたる画期的な米中和解の成立、それにつづく同年九月の日中国交正常化、および七二年五月のSALT・I協定の成立を中心とする米ソ協調関係の進展、これらに象徴されるいわゆる「デタント」の展開が指摘されるわけである。韓国と北朝鮮との間に、長年のひたすらな対立と絶縁を破つて直接の「対話」と接触がはじめられたのも、アジアおよび世界におけるこの急激な国際環境の転換と密接に関連したものにほかない。

第二六総会ではまず一般委員会の段階で、恒例のように北朝鮮支持諸国から国連軍撤退とUNCURK解体、国連事務総長からUNCURK年次報告の三つの仮議題が出された。しかしそれにつづく事態は例年と異り、韓国支持諸国からは議題採択の段階で新しい提案がなされた。すなわちイギリスから、二〇年ぶりにはじめて行われた南北赤十字会談という最近の事態を好意的に見守るため、朝鮮問題の審議を本年はとりやめ、関係三仮議題は来年の第二七総会の仮議題として上程するよう総会に勧告するとの動議が提出されたのである。一般委員会はこの動議を討論のち賛成一三、⁽³²⁾反対九、⁽³³⁾棄権二で採択した。こうして総会へ勧告された一般委員会報告は本会議において、仮議題一〇六(国連軍撤退要求)は賛成六八、⁽³⁵⁾反対二八、⁽³⁴⁾棄権二二、同一〇七(UNCURK解体要求)は賛成六八、⁽³⁵⁾反対二五、⁽³⁴⁾棄権二二、同一〇八(UNCURK報告)は賛成七〇、⁽³⁵⁾反対二二、⁽³⁴⁾棄権二三で、それぞれ審議の一年間延期が決定した。

なお、この年の朝鮮問題審議でこういう新しい決定がなされたことについては、すでに述べた半島内外の新情勢のほか、この年の国連総会では中国代表権問題が大詰めを迎え、賛否伯仲の予想の中で各国の絶大な関心を集めていたため、朝鮮問題への関心が相対的に低下していたという事情もあつた。

第二六総会における中国問題が結果的には最後に地すべりの多数をもつて共産中国の代表権取得に終つたことは、周知のとおりである。それは疑いもなく国連総会に顕現した新しいムードであつた。このムードを受けて、一九七二年の第二七総

会では、早くから今度は「朝鮮総会」になるのではないかとか、さらには前年の中国同様今年は北朝鮮の勝利の年になるのではないかとの見方さえ一部で噂されつつあった。

一方半島内部では、この年、前年の南北赤十字会談にもまさる画期的な事態が出現していた。一九七二年七月四日に突如出された南北共同声明がそれである。この声明で、韓国と北朝鮮は祖国統一に関する三原則、すなわち、

- (1) 統一は外勢に依存したり、また干渉を受けることなく、自主的に解決すべきである。
- (2) 統一は互いに相手に対する武力行使によらず、平和的方法で実現すべきである。
- (3) 思想と理念、制度の差異を超越して、まず単一民族としての民族的大同団結を図るべきである。

に合意するとともに、相手に対する中傷誹謗や武力挑発の自粛、多角的南北交流の実施、赤十字会談の推進、南北ホット・ラインの設置、南北調節委員会の設立などを取決めたのであった。⁽³⁶⁾ ミニ・ニクソン・ショックを思わせる抜打ち的な共同声明のドラマティックな効果と、二十七年ぶりにはじめられた南北対話へのエモーショナルな期待とによつて、韓国の世論は——そして日本やアメリカの関係者も——一時「対話」と「統一」に湧いた。こういつた雰囲気から、国連における朝鮮問題審議は今年もまた見送つた方がよいのではないかとの見方もあつた。しかし実際には、南北共同声明後半月を経ない中に、北朝鮮支持諸国から国連事務総長へ新たな仮議題の要請がなされた。

この年の総会には、朝鮮問題について当初四つの仮議題が出された。その中の三つは前年の第二六総会で審議延期となつた三議題、すなわち「国連旗の下に南朝鮮を占領している米軍およびその他の外国軍隊の撤退」(仮議題35)、「UNCURKの解体」(仮議題36)、「朝鮮問題」UNCURK報告」(仮議題37)であり、国連事務総長はそれらを第二七総会の仮議題として掲げた。いま一つは、最初アルジェリア等「非同盟」一三カ国、のちに中国、ソ連なども加わつて二九カ国が共同要請国となつた「朝鮮の自立的平和的再統一を促進するための好適な条件の創出」(仮議題96)と題するものである。その要旨は、

(i) 最近朝鮮半島で、南北再統一のための共同声明という重要な進展があつた。このような進展に留意し、できるかぎりこれを促進するのが国連の任務である。したがつて、第二七総会は朝鮮の自主的、平和的再統一のための好適な条件を創出する方法を検討する必要がある。ただし、南北両朝鮮政府が外部の干渉を排除して解決したいといつている諸問題の討議に、国連を介入させるようなことはすべきでない。

(ii) 半島における新事態にかんがみ、UNCURKの任務と活動、および国連軍司令部(UNC)の存在を再検討する必要性がいつそう増大している。

というものであつた。ここにみられる北朝鮮側のストラテジーは、明らかに、半島情勢の新展開と国際的な「デタント」の進行とを考慮して、従来の非難Ⅱ対決型のスタイルから説得Ⅱ協調型のスタイルに転じながら、結果的には従来からのねらいであるUNCURKの解体と国連軍の撤退とを実現させようとするものであつた。その後提出された仮議題96に関する共同決議案(タイトルは仮議題と同じ)にもそれをうかがうことができる。同決議案は主文五項目からなつていた。

(i) UNCURKの活動停止

(ii) 南朝鮮に駐留する外国軍隊に与えられてきた国連旗を使用する権利の取消

(iii) 平和協定の締結、軍備の縮小、自主的、平和的再統一の早期達成のため南北交渉の進展を期待する

(iv) 半島の平和と統一のためのより完全な措置を可能ならしめるため、南朝鮮に駐留するすべての外国軍隊を撤退させる

(v) 半島に対する軍事介入と内政干渉との排除

国連軍撤退の主張にしても、この決議案ではまず韓国駐留米軍に国連旗を使用させないことにした上で(第二項)、最後に軍事不介入、内政不干渉を謳い(第五項)、二段方式でそれを実現しようというなかなか手の込んだ、外見的には柔軟な方策がとられている。これは当時金日成主席がしきりに主張していた、韓国駐留米軍にまず「国連の帽子を脱がせる」との主張⁽³⁷⁾に由来するものといつてよい。

一般委員会では、北朝鮮支持国代表格のアルジェリアが仮議題35、36の削除と仮議題96の採択を主張したのに対し、前年につづいてイギリスが仮議題37、96を来年の第二八総会の仮議題とするよう（仮議題35、36の削除には賛成）、重ねての一年間審議延期を主張した。討論の後まずイギリス案の先議について投票が行われ、賛成一七、反対七で可決、それにしたがってイギリス案が表決に付された結果、賛成一六⁽³⁸⁾、反対七⁽³⁹⁾、棄権一⁽⁴⁰⁾でそれが採択された。一般委員会における表決の内訳は、大方の予想に反して前年四票しかなかった票差が九票に開き、韓国支持国側の大勝に終わったわけである。イギリス案の可決に伴って、アルジェリア案は表決に付されなかつた。

本会議は一般委員会における右の決定をそのまま採択し、結局朝鮮問題は再び一年間審議が延期されることとなつた。賛否の内訳は賛成七〇、反対三五、棄権二一で、票差は前年の四〇にくらべ三五とやや縮まつたが、韓国支持国側の圧倒的優勢に変わりはない。ただし、本年に前年から態度を変更した国が合計二二カ国（うち一カ国ずつが韓国と北朝鮮にそれぞれ有利な態度変更を行った）にも達した事實は、この問題に関する浮動票が相変らず多いことを示している。なおいま一点付記すべきことは、国連朝鮮問題に対する中ソ対立の潜在的影響であらう。前年まで過去二〇年間以上、この問題はソ連アイテムであつた。しかし前回の総会で国連に復帰し、国際的地位の向上に意気する中国は、今回からこの問題をあたかも中国アイテムとして横取りするかのような態度をとつた。ソ連がそれを内心快く思わなかつたのは想像にかたくないのであり、そのためソ連と北朝鮮および非同盟諸国との連繫には、外形はともかく内面では何かしら欠けるものがあつたと思われる。

六

上述のように、国連総会は第二六、第二七の二回にわたつて朝鮮問題審議を二年間延期してきた。だがこれは、この問題の停滞を意味するよりはむしろその胎動を意味していた。第二五総会までの長年の審議および結果のパターンと半島内外の

現実情勢との間には、ようやくふさがたい間隙が生じつつあつたのである。第二八、第二九、第三〇の最近三回の総会は、その間隙を埋める過程であつたといつてよい。その過程の先鞭を切つた一九七三年第二八総会を振り返つてみよう。

この年、国連総会を迎えるまでに、朝鮮については二つの大きな変化がみられた。一つは、国連における南北両朝鮮の地位の対等化である。すなわち、この年の五月に開かれたWHO（世界保健機構）総会で、北朝鮮は同機関への加盟を承認され、それに基づいて同年六月に国連オプザーヴァーの資格を獲得した。北朝鮮はこうして、はじめて韓国と対等に肩を並べて国連に出席（ただし投票権はない）することになつた。すでにみたように、自由陣営諸国は久しい間、北朝鮮にその地位を与へるためには同国政府が「国連の権限と權威とを無条件に受入れる」という前提が必要であるとの態度をとり、それが結果的には同国の国連からの排除につながつていた。いまそれが破られたのは、彼らが長年堅持してきた建前の一角が崩れたという意味において、画期的な出来事であつたといわねばならぬ。これをもたらしただ原因の最たるものは、七〇年代に入つてからのアフリカを中心とする新たな独立国、国連新規加盟国の急増であろう。彼らの大半はいわゆる非同盟諸国の一員として北朝鮮を承認し、国連の伝統を顧慮することなくその国連への登場を支持した。一九七一年には三六カ国にすぎなかつた北朝鮮承認国（韓国承認国八四、双方承認国四）が、七三年には六〇カ国（韓国九一、双方二七）にも達していたのである。

第二には「南北対話」の挫折があげられる。この年の六月二三日、韓国の朴大統領は特別声明を発し、国連加盟国の大多数が希望するならば、それが国家統一の妨げにならないとの前提のもとで南北朝鮮が同時に国連に加盟することを辞さない、との新しい方針を打出した。⁽⁴²⁾ 韓国は従来、一九四八年第三国連総会における決議一九五(III)を根拠に、韓国が国連によつて認められた朝鮮半島における唯一の合法政府であるとの立場をとつてきた。しかし、七〇年代に入つてからその姿勢に次第に柔軟さがみられるようになってきた上、いまこの同時加盟案に踏切つたのは、国連の新たな態度にしたがつて南北対等の立場を受容すること、および南北関係の当面の目標を統一よりも共存に置くことを示した点で、大きな決断であつた。しか

も、声明発表後の記者会見で金鐘泌國務総理は、国連朝鮮問題について、国連軍の存続は強く希望するがUNCURKの存続については総会の決議に従うと、これまでにない柔軟な態度を表明したのであつた。⁽⁴³⁾

しかしながら、このような韓国の姿勢の軟化はかえつて北朝鮮の姿勢の硬化を導くことになつた。すなわち、朴大統領声明と同じ日、その数時間後に行われた演説で、北朝鮮の金日成主席は、朴大統領の新しい提案は南北分断の固定化を意図するものであるとはげしく非難し、統一への過渡的方式としての「高麗連邦共和国」の設立と国連への南北分離加盟反対とを強く述べたのである。⁽⁴⁴⁾一年足らず前の南北共同声明以来盛上るかに見えつつあつた対話ムードは、ここで一挙に冷水を浴びせられた。加えて八月には金大中拉致事件が起きた。この事件がいかなるコンテクストにおいてそれに結びついたかはまだ資料不十分で断定しかねるけれども、これが北の対南姿勢の再硬化にとつて一つの契機になつたと推論するのは、不自然でなからう。こうして、南北対話のムードは早くも消え、南北間には再びはげしい非難の応酬が繰返されるようになる。

さて、前回の第二七総会における審議延期をうけて、今次総会には「朝鮮問題」UNCURK報告」と「朝鮮の自主的、平和的再統一を促進するための好適な条件の創出」との二つの仮議題が掲げられていたが、今年次のUNCURK報告にはかつてない特色があつた。それはその結論部分で「UNCURK構成国はUNCURKの朝鮮における存在が不必要になつたと判断」してみずからその「解散を勧告する」としていたのである。北朝鮮のオブザーヴァー参加が事実上既成のことになつており、それを不可避にした国連情勢が歴然たるものである以上、韓国支持国側はこれまでのように今度もUNCURKとUNCとの双方を守り通すことはできないと判断し、その機能が事実上形骸化しているUNCURKを進んで放棄し、維持の対象をUNC一本にしぼることによつて、名は捨てても実を守ろうとしたのであつた。

一般委員会では二つの仮議題が統一議題にまとめられ、その議題の下に北朝鮮側と韓国側がそれぞれ共同決議案を提出した。前者は(i)UNCURKの解体、(ii)在韓外国軍の国連旗使用権取消とUNCの解体、(iii)朝鮮の自主的平和的再統一⁽⁴⁵⁾

促進のための在韓全外国軍の撤退の三項目を、後者は(i)南北対話への期待と歓迎、(ii)UNCURK年次報告の勧告(解散のこと)の承認、(iii)北朝鮮と韓国の間連加盟への希望表明、(iv)朝鮮休戦協定の継続必要性および朝鮮の平和と安定維持に留意しつつ、安保理事會が直接当事者との協議の下に同理事會の責任に委ねられている朝鮮問題の諸側面について考慮を払うことについての希望の表明、を骨子としていた。

第一委員會ではまず、二つの共同決議案提案国グループ間の事前の合意に基づいて、南北両朝鮮代表を投票権なしに審議に招請することが決定された。南北両朝鮮の主張は、当然のことながら、UNCと休戦協定体制の存否および国連分離加盟の是非について正面から対立するものであった。しかしながら、中間的立場に立つ国々の間で両決議案の妥協を望む声が多くなり、そこで二つの共同提案国グループを代表してオランダ、アルジェリア両国が非公式に話し合いを行つた結果、両決議案はともに表決に付さず、その共通点だけを盛込んだ委員長ステイトメントを承認するという妥協の方式が合意された。この結果、第一委員會は(i)統一のための三原則を定めた一九七二年七月四日の南北共同声明を満足をもつて注目する、(ii)南北間の対話の継続と多面的交流の拡大を希望する、(iii)UNCURKを直ちに解散する、の三点から成る委員長ステイトメントを、第一委員會のコンセンサスとして本會議に勧告することを了承した。ついで本會議は第一委員會の勧告したコンセンサスを投票によることなく異議なく採択し、これによつて、今次総会における朝鮮問題は実に久しぶりに対決の投票によらず、妥協によつて終つた。

第二八總會の所産の最たるものは、いうまでもなくUNCURKの解体である。それは一九五〇年の国連第五總會における決議第三七六によつて設置され、それまであつた国連朝鮮委員會(UNCOK)の後を受けて国連を代表し、半島の平和的統一および平和と安全の回復という国連の目的に従つて活動することを目的としたものである。しかし、構成国七カ国中すでに一九七〇年にチリが、七二年にパキスタンが脱退して五カ国(オーストラリア、オランダ、フィリピン、タイ、トルコ)に

滅つていたことにもみられるように、一九七三年の時点においては、それが半島の統一や安全に関してこれ以上格別の役割を果しえないことはすでに明瞭であつた。また、設置の根拠となつた国連の朝鮮に関する「目的」についても、その正統性が大きく揺いでいた。したがつて、それがみずから解散に追込まれたのは、さきに述べた形骸化した建前となまの現実とのギャップを埋めるために、早晚不可避なものであつたというべきであらう。

ともあれ、国連における韓国と北朝鮮の地位の対等化およびUNCURKの解散という二つの大きな新事態が生じたという点で、一九七三年の第二八総会は国連朝鮮問題審議に大きな足跡を印したのであつた。

七

国連が朝鮮問題に対してかねてとつてきた三つの建前の中、すでに二つが崩れたとなれば、残る最大の柱、すなわちUNC解体がその後の焦点になるのは必至の動向といわねばならない。第二九、第三〇総会の経過はそれを示している。この問題には本稿執筆時現在まだ決着がついていないが、UNCという在来の建前が何らかの形で変更されるのも早晚避けがたいと思われる。ただし、この問題は前二者（北朝鮮の審議参加とUNCURKの解散）のように、ただ在来の建前を否認するといふだけでは事がすまない。なぜならば、それは朝鮮半島の安全と紛争防止に直結する問題であるからであり、そこにこのイシューの実質的なむつかしさがある。

一九七四年の第二九総会では、北朝鮮支持国側は再びストレートに「国連旗の下で南朝鮮に駐留しているすべての外国軍隊の撤退」を新議題として掲げ、それに対して韓国支持国側は「第二八国連総会コンセンサスの完全実施ならびに朝鮮半島の平和と安全の維持に対する緊急の必要性」と題する議題要請を行つた。これらは一般委員会で「朝鮮問題」として一つの議題に統合されたが、それに関して韓国側、北朝鮮側からそれぞれ共同決議案が提出された。⁽⁴⁶⁾ その内容はともに前年とほぼ

同様で、韓国側のそれは第二八総会のコンセンサスの確認、および安保理事会が半島における平和と安全の維持を念頭に置いて、在韓国連軍の将来等の問題を考慮することへの希望を表明し、北朝鮮側のそれは南朝鮮からのすべての外国軍隊の撤退などを主張するものであった。

第一委員会は冒頭、前年と同じく南北両朝鮮代表のオブザーヴァー参加を了承したのち討議に入つた。オランダ等（韓国側）決議案にはフランスおよびサウジアラビアから修正案が出され、それらを含む議案が賛成六一、反対四二、棄権三二（欠席二）で採択された。他方アルジェリア等（北朝鮮側）決議案については、最初、オランダ案の採択が決つた以上アルジェリア案については表決に付すべきでないとの提案がなされたが、それは賛成四八、反対五七、棄権三〇で否決された。しかしアルジェリア案自体は、賛成四八、反対四八、棄権三八（欠席三）で、賛否同数によつて否決された。本会議は右の第一委員会の決定をそのまま受入れ、オランダ等決議案が最終的に採択された。本会議での各国の投票態度は、第一委員会で棄権をしたシエラ・レオーネが反対に回つたほかはすべて同様であつた。

以上のような各段階での表決には二つの特徴が認められる。一つは韓国支持国側の勝利が最終賛否票差一八という意外の大差で決つたことであろう。在韓米軍がいつまでも国連旗の下にあること自体はすでに久しくその正統性を疑われていた問題であり、前総会における北朝鮮支持国側の急迫ムードにかんがみれば、今次総会における韓国側の敗北、北朝鮮側の勝利の可能性さえ開会前に取沙汰されたのはゆえなしとしかかつた。それにもかかわらずこれほどの票差をもつて韓国側が勝利した理由は、中間的な立場に立つ国々の多くが、在韓国連軍が解体したとしてもその後半島の平和と安全をいかに保つかの問題は残ると判断し、国連軍に代るべき仕組についての合意がないまま一方的に在韓国連軍の解体を決めることに躊躇と懸念を覚えたからだといえよう。第二の特徴は、とはいうものの第一委員会段階におけるアルジェリア案の否決は賛否同数によるものであつたことである。新規独立国の誕生と彼らの非同盟諸国会議への加盟との傾向がなお続いている世界の現状か

らすれば、今年の賛否同数は翌年の北朝鮮側の多数を予告するものであつたといつてよい。

一九七五年、第三〇総会はその予告を現実のものとした。すなわち、本稿の冒頭に述べたように、同年一月、国連総会本会議は北朝鮮支持国側決議案を賛成五一、反対三八、棄権五〇ではじめて採択したのである。もつとも、この総会で北朝鮮側が韓国側を押えたとはかならずしも言いきれない。韓国支持国側決議案も賛成五九、反対五一、棄権二九で採択され、結果はいわば「相討ち」という奇妙な形で終つたからである。賛成票を比較すれば韓国側が八票北朝鮮側を上回っているし、反対票と棄権との和においても韓国側八〇、北朝鮮側八八と韓国側が八票少い（ただし反対票だけを比較すれば五一対三八で、北朝鮮側が一三票有利）。だがともあれ、長年明白な少数派であつた北朝鮮側が国連総会の表決ではじめて対等の座を獲得するにいたつたのは、何といつても歴史的な現象であつたといわねばなるまい。

この総会に提出された南北双方の共同決議案については、すでに第一章および第二章で詳しく説明したのでここでは繰返さない。ただ全体の印象をまとめていえば、韓国側の立場がいよいよ苦しくなつたということであろう。韓国側決議案の新しい装い——北朝鮮側の長年の主張であるUNC解体をみずからの決議案に取入れたこと——にもかかわらず、その中身はそれほど北朝鮮側に譲歩したのではない。むしろそれと正面から張合つたものである。けれども、外形だけにせよ「UNCの解体」という相手方の建前を取入れねばならなくなつたところに、韓国側の苦しさが如実に出ている。半島の平和と安全を国連軍が維持するというフィクションは、もはや通用しにくくなつたのである。

八

最後に今後の展望の一端を試みてみよう。

第三〇総会における地域グループ別の韓国支持票数と北朝鮮支持票数とを整理すれば、次の表のようになる。

ア ジ ア ⁽⁴⁹⁾	西 ヨ ー ロ ッ パ ⁽⁴⁸⁾ そ の 他	ア ラ ブ	東 ヨ ー ロ ッ パ	ア フ リ カ ⁽⁴⁷⁾	ラ テ ン ・ ア メ リ カ お よ び カ リ ビ ア ン	韓国支持側決議案			北朝鮮支持側決議案		
						賛	否	棄権	賛	否	棄権
七	二二	四	〇	八	一八	賛	否	棄権	賛	否	棄権
四	一	九	一一	二四	二	賛	否	棄権	賛	否	棄権
九	二	五	〇	六	六	賛	否	棄権	賛	否	棄権
五	一	八	一一	二六	三	賛	否	棄権	賛	否	棄権
一	一七	二	〇	七	一五	賛	否	棄権	賛	否	棄権
一四	七	八	〇	五	八	賛	否	棄権	賛	否	棄権

国側案への「賛」が「否」にはならないまでも棄権に転ずる可能性はなしとしないことなどを考慮に入れれば、将来いつか韓国側案の否決、北朝鮮側案の採択という総会の結果が出そうである、と見ても不自然ではない。問題は、北朝鮮側が票数、ことに朝鮮問題に実際上切実な利害関係をもつとは思われないアフリカの新興非同盟諸国の数をたのんで賛否を逆転させることが、果して問題の真の解決につながるかどうかであろう。その答は「ノー」である。

一九七五年四月の南ヴェトナム崩壊以来今日までの一年間に、合衆国は韓国の安全保障に対するコミットメントを再確認し、在韓米軍についても当面それを撤収も削減もしない方針を明示している。かりに将来国連で北朝鮮側が韓国側に勝利を収めたとしても、アメリカがこういう対韓政策を堅持するかぎり、現実の事態にそれほど急激な変化がもたらされることは

この表で明らかのように、現在、韓国の主な支持票田は西ヨーロッパとラテン・アメリカであり、北朝鮮のそれはアフリカと東ヨーロッパである。アラブは北朝鮮優勢、アジアは韓国優勢であるが、この両地域には棄権が多い。とくにアジアでそれが目立つのは、比較的近い南北朝鮮の対立抗争に巻き込まれたくないと考える国が多いことを示している。新興独立国 || 国連新規加盟 || 非同盟諸国会議加盟国という方程式が今後とも生ずる傾向にあること、韓国支持国の一部は北朝鮮支持国ほど信念的、イデオロギー的支持ではないため、形勢いかによつては韓

なからう。UN Cの解体が安保理事會によらねばできないものかどうかの問題はさておき、かりにそれが国連の決定になつたとしても、同じく現実の事態の大きな変化に直結するとはかぎらない。すでに単なる建前でありフィクションであるものが解体されても、それはリアリティーの解体ではないからである。また将来国連旗の下にあるすべての外国軍隊の撤退が国連の決定となつたとしても、国連にはそもそも個別国間の条約までを拘束する権限はないから、在韓国連軍がそのまま韓相互防衛条約に基づき在韓米軍となればそれまでのことであらう。

これを要するに、国連は朝鮮問題のすべてを扱つていなくてもなければ、また実は朝鮮問題の中心的な部分を扱はうる「権威と権限」をもつていなくてもよいのである。実態はそうでないにもかかわらず、これまであたかもそうであるかのよう位置づけられてきた面がたしかにあつた。しかし、半島の統一にしろ平和と安全にしろ、国連はもともとそれを「目的」とするほどの機能を備えた存在ではない。そういうことを謳つていたこと自体がそもそもフィクションであり、建前でしかなかつた。建前の中身をいくら変えてみても、その枠が変わらないかぎりそれは依然として建前にすぎない。UN Cの解体はこの「枠」の解体を意味しはしない。それを動かし変えうるのは、結局のところ南北両朝鮮自身であり、そして半島に切実な利害関心をもつ米中ソの四か国にほかならないであらう。国連は久しきにわたるジグザグを経て、とくにこの数年間、朝鮮半島における建前と現実とのギャップを埋めてきた。しかし、最後にギャップを完全に埋めうるものは、国連ではありえないのである。

北朝鮮を支持する主要な諸国や北朝鮮自身とても、もちろんこの国連の限界を心得ていないわけではなからう。目下のところは国連の従来の建前を一掃することに戦術的目標を置き、その後にしかるべき戦略的目標を設定しているのは明らかである。それは多分賢明な、そして必要でもある戦術であらう。だが、この戦術部分から戦略段階への移行のための十分な態勢ができていくかどうかは、別問題である。ピョンヤンが半島「分断固定化の策謀」を非難するのはやさしい。しかし、

その主張自体が実は彼らの建前にしすぎぬのではないか。はげしい戦争を含む、やがて三十年にもなる南北朝鮮の敵対と憎悪と不信が、いきなり解消するはずはなく、それにはさまざまな階梯が必要であろう。南北軍縮案にしる連邦案にしる、相互不信と相互憎悪のさなかで実現しうるものではない。逆に、真の対話に必要な最小限度の相互信頼を回復するためには南北共存体制が一定期間安定する必要があると考えるのは、決して不自然ではないはずである。それを不自然と考えるだけでなく、一方的に「策謀」とか「陰謀」とオクターヴ高く断定するのは、現実論ではなくて建前論にすぎない。

いま一点、中ソ両国はこれまでのところ国連において北朝鮮支持で一致し、一貫している。しかし、それもまた一つの大きなフィクションではないか。国際政治のさまざまな次元と領域であればほどはげしく対立し合っている両国が、朝鮮問題でそれほど容易に一致しうる道理がないことは、本稿でも部分的にはそれに触れたように、これまでの中朝関係とソ朝関係の変遷と交錯して明らかである。中ソ両国もまた建前論から脱して現実論でもつて朝鮮問題に臨むのでなければ、半島問題の窮極的かつ安定的な解決策は講じがたいのではないか。

いまや国連エスタブリッシュメントの側にも国連反体制勢力の側にも、ひとしくフィクションと建前からの脱却が要請されている。それが国連朝鮮問題の現状である。⁽⁵⁰⁾

- (1) 外務省国連局政治課の仮訳による。
- (2) 右に同じ。
- (3) 決議(案)など公式の場では国連軍司令部(UNCC = United Nations Command)という表現を用いている。
- (4) S / 15983.
- (5) 一九七五年一月にニューヨークの日本国連代表部で斎藤鎮男大使と面談した節、大使もこの見方をしておられた。
- (6) ただし、直接当事者とはどこどこ、誰と誰かという議論はなかなか微妙である。たとえば、北朝鮮が休戦協定に代る「直接当事者」間の平和協定締結を主張する場合、直接当事者とは北朝鮮とアメリカの二者であるといっている。
- (7) 外務省国連局政治課の仮訳による。
- (8) 神谷不二「国連総会における朝鮮問題」『世界週報』一九七五年一〇月二二日号四一五ページ。

- (9) 一九七五年一月、日本国連代表部における面談による。
- (10) 一九七五年における韓国承認国数の一カ国減は、南ヴェトナム、カンボジア、ラオス三国の共産化による韓国との断交によるものである。逆にこの年ビルマ、シンガポールの両国が韓国を承認した。
- (11) 国連非加盟国であるスイス、ヴァチカン、および台湾、トンガ、サモアを除く。
- (12) スイスおよび南北ヴェトナムを除く。
- (13) スイスを除く。
- (14) A/C.1/L. 383/Rev. 1.
- (15) A/C.1/L. 391.
- (16) A/C.1/L. 389.
- (17) A/C.1/L. 392.
- (18) 主文要旨は、外務省国連局政治課国際連合『第二回総会の事業』上巻、一七一ページによる。
- (19) 神谷不二「朝鮮半島に〈危機〉はない」『諸君』一九七五年八月号、四五ページ参照。
- (20) 在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会刊行のテキストによる。
- (21) A/C.1/L. 467.
- (22) A/C.1/L. 469.
- (23) A/C.1/L. 470.
- (24) A/C.1/L. 472.
- (25) A/C.1/L. 483.
- (26) A/C.1/L. 471.
- (27) それには、ソ連はじめ北朝鮮支持諸国の戦術もあつて、問題が複雑かつ技術的で、「小国」には十分フォローし切れないくらいがあることも理由になつていられる。たとえば、第二〇総会から第二三総会までの間でも、エチオピア、スーダン、イエメン、ブルンディ、チャド、コンゴ(キンシャサ)、ガーナ、ケニア、リベリア、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、上ヴォルタらのアフリカ諸国、それにグアテマラ、ジャマイカ、ヴェネズエラ、エクアドルなどの中南米諸国が、かわるがわる投票態度を変えている。外務省国連局『国連情報』第一巻、一九七〇年、一五一―一六ページ。
- (28) たとえば、金日成委員長が一九六四年五月朝鮮民主青年同盟第五回大会で行つた演説「社会主義労働青年同盟の任務について」や、同年の『労働新聞』の論調、とくに四月一九日社説「国際共産主義運動を分裂させようとする策動を阻止しよう」、八月三十一日社説「分裂をもたらす各国党会議は阻止せねばならぬ」、九月七日論説「なぜビョンヤン経済討論会の成果を中傷しようとするのか」などと、さきあげた一九六六年一〇月の金日成報告「現情勢とわが党の任務」、六八年九月の建国二〇周年記念中央慶祝大会における同じく「朝鮮民主主義人民共和国はわが人民の自由と独立の旗じるしであり、社会主義、共産主義建設の強力な武器である」などを比較すれば、その差は明らかであろう。在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会刊行の金日成報告各テ

キスト、日本朝鮮研究所編『朝鮮の国際路線』一九六七年二月、一九ページ。

(29) 前掲『国連情報』第一巻、一四ページ。

(30) 朝総連中央常任委員会『朝鮮問題資料シリーズ』第40集、一九六八年二月。

(31) 朝総連中央常任委員会『国家活動のすべての分野で自主、自立、自衛の革命精神をいっそう徹底的に具現しよう』一九六六年、二四一ページ以下、日本共産党中央委員会金日成選挙集翻訳委員会訳『金日成二巻選集』第二巻、一九六六年、五一九ページ以下。

(32) コスタリカ、ジャマイカ、ベルー、米国、ヴェネズエラ、ベルギー、フランス、ギリシャ、アイルランド、イギリス、中国¹¹当時国民政府、日本、フィリピン。

(33) ブルンディ、ナイジェリア、シエラ・レオネ、スーダン、ザンビア、ブルガリア、ハンガリー、ソ連、イエメン民主人民共和国。

(34) ファインランド、サイプラス。

(35) A / 8300.

(36) 南北共同声明の全文については『世界週報』一九七二年七月一八日号参照。

(37) たとえば、『ワシントン・ポスト』記者との会見(一九七二年六月二日)、『毎日新聞』記者の質問にたいする回答(同年九月一七日)。キム・イルソン『外国記者の質問にたいする回答』外国文出版社、一九七四年、三一〇、三三〇ページ。

(38) ベルギー、カナダ、コロンビア、サイプラス、エチオピア、ハイチ、アイスランド、日本、モリシヤス、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、ルワンダ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ。

(39) 中国、チエコスロヴァキア、ギニア、リビア、モリタニア、シリア、ソ連。

(40) フランス。

(41) いわゆる先議権争いの重要性という国連外交の技術上の問題がここにも表われている。

(42) 六月二四、二五日各紙参照。

(43) 外務省国連局政治課『国際連合第二八回総会の事業』参照。

(44) 神谷、前掲『諸君』所収論文参照。

(45) A/C. 1/L. 644. (北朝鮮側) 参見A/C. 1/L. 645. (韓国側)

(46) A/C. 1/L. 676. (韓国側) 参見A/C. 1/L. 677. (北朝鮮側)

(47) 別に欠席二。

(48) 別に欠席一。

(49) 別に欠席一。

(50) 本研究については、文部省科学研究費特定研究(一)「国際環境に関する基礎的研究」昭和五〇年度分の援助を得た。また、執筆に当つては、外務省国連局政治課が各総会ごとに刊行している『国際連合総会の事業』に負うところが多かった。